

# 令和7年度鹿島市まちやど型整備支援事業補助金募集要綱

## 1. 目的

この事業は肥前鹿島駅前整備に合わせ、駅を入り口とした観光客等の滞在時間の延長および回遊性の多様化を図るための、「まちやど型※」整備事業にかかる費用の一部を補助する。

※まちやど型…まちを一つの宿と見立てて地域の日常を連携させる拠点となる旅館業法に基づく許可または住宅宿泊事業法に基づく届出を行った宿泊施設をいう。

## 2. 応募資格

応募資格は次のすべての要件を満たす法人または個人とする。

- (1) 別図に定める中心市街地の空き店舗等を活用して、宿泊施設を開業する者。
- (2) 鹿島商工会議所の会員に入会すること。
- (3) 事業を概ね10年以上継続することが見込まれること。
- (4) 申請年度内に開業すること。
- (5) 事業を開始する者（法人の場合は代表者）の年齢が18歳以上であること。
- (6) 事業に必要な許認可等を受けている。または、受ける見込みがあること。
- (7) 近隣住民の同意を得て事業を開始する者。
- (7) 住所を有する市町村の税を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団に関係する者でないこと。
- (9) その他本事業による補助金を交付することが公益上適当でないと認める業種は除く。
- (10) 当会議所が実施する創業支援補助金・事業承継補助金・利子補給補助金・起業支援補助金・地域商業活性化支援事業補助金（空き店舗活用補助金）を同一年度で受給していない者、または受給する見込みのない者。
- (11) その他、国・県・市区町村が実施している同様の補助金等を利用していない者、または見込みのない者。

## 3. 返還請求

- (1) 申請内容に虚偽の内容があったことが判明した場合は、補助金返還請求に応じる。
- (2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過せずに廃業等した場合は、補助金返還に応じるものとする。

## 4. 財産処分

- (1) 取得財産等のうち、取得価格等が50万円以上のものについて、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、鹿島商工会議所にあらかじめ承認申請書を提出すること（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く）。

(2) (1) のように取得財産等を処分することにより、収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を、鹿島商工会議所を通じて鹿島市に納付するものとする。

## 5. 補助対象経費と補助率

### (1) 補助対象経費

- ①まちなかやど整備に係る改装工事費（内装・外装・空調・給排水設備工事等）
- ②まちなかやどで使用する耐用年数4年以上で取得価格1品が5万円以上の備品購入費
- ③その他、市長が適当と認めたもの

※申請頂いた経費が、補助対象外になる場合がありますので予めご了承ください。

### (2) 補助率：補助対象経費×1/2（上限500万円）とする。

※申込状況により補助額が限度額に達しない場合がありますので予めご了承ください。

※本補助金の対象となる経費は、税抜き金額を基準とします。

## 6. 対象となる空き店舗

### (1) 鹿島市内の空き店舗・空き家・空き倉庫・その他の空き物件とする。

## 7. 募集期間

募集期間：令和7年6月2日（月）～令和7年12月26日（金）

※各月の月末を締切日として予算額に達するまで募集を続けます。

## 8. 申請手続き

提出書類に必要事項を記入の上、募集期間の最終日までに鹿島商工会議所に提出する。

尚、提出していただいた書類は本事業に限り使用し、返却はしないものとする。

### 提出書類

- ・鹿島市まちやど型整備支援事業補助金交付申請書（まちやど型整備一様式第1号）
- ・開業計画書（まちやど型整備一様式第2号）
- ※任意の様式でも可となります。
- ・誓約書（まちやど型整備一様式第3号）
- ・店舗賃貸借契約書（賃貸される方のみ）
- ・図面（手書きでも可）
- ・空き店舗等の改装前（開業前）写真
- ・対象経費の見積書の写し（原則、市内事業所）
- ※改装工事費は2社以上の見積書を提出してください。
- ・納税証明書（市税の滞納がないと証明できるもの）
- ・その他、会議所が提出を求めるもの

## 9. 書類審査・補助金交付決定

提出していただいた書類等の審査を行い、要件を満たした場合は決定した旨を通知します。

## 10. 応募にあたっての注意点

- (1) 応募申請後は、軽微な変更を除き内容の変更はできないものとする。
  - (2) 交付決定通知を受けた後の改装工事着手及び補助対象経費の購入が可能となり、開業後に実績報告書を鹿島商工会議所へ提出する。
  - (3) 改装工事及び補助対象経費の購入は令和8年1月30日（金）までに完了させ、実績報告書提出は令和8年2月10日（火）までとする。
- ※工事未完了・備品未購入・未開業の場合は補助金交付ができません。

## 11. 実績報告手続き

実績報告書に必要事項を記入の上、提出書類を補助事業が完了次第、速やかに鹿島商工会議所へ提出する。

※提出後、当会議所職員が実地確認及びヒアリングに伺います。その際、支出内容に補助対象外経費の計上が判明した場合には、交付決定額より減額します。

### 提出書類

- ・実績報告書（まちやど型整備一様式第4号）
- ・事業に必要な許可書または届出書
- ・店舗等の改装後（開業後）の写真または購入した備品費の写真
- ・対象経費の領収書の写し

※申請時に提出があった補助対象経費のみとします。

- ・変更申請書（交付決定通知書より減額の場合）（まちやど型整備一様式第5号）
- ・請求書（まちやど型整備一様式第6号）
- ・支出内訳書
- ・事業開始日申告書（まちやど型整備一様式第7号）

※開業届がある場合は控えでも可とします。

- ・その他、会議所が提出を求めるもの

## 12. 提出及び問合せ先

鹿島商工会議所

住所 鹿島市大字高津原4296-41 電話 0954-63-3231

### 附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。